

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月11日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-110
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杉本 勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-110 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-110をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、イーソル株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年9月2日付で提出した公開買付届出書につきまして、公開買付者が、2026年9月10日付で、対象者の株主である株式会社アパールデータとの間で、その所有する対象者の普通株式の全てについて、本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を合意したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事由が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

4 買付け等の目的

- (1) 公開買付けの目的の概要
- (2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針
 - ① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
- (3) 公開買付けの公正性を担保するための措置
 - ⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定
- (6) 公開買付けに係る重要な合意

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

4【買付け等の目的】

(1)【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年9月1日付で、①権藤氏との間でその所有する対象者株式(178,187株、所有割合(注2):0.90%)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき権藤氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(20,067株)を除く158,120株(所有割合:0.80%)(注3)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(権藤氏)」といいます。))を、②対象者の取締役である上山伸幸氏(以下「上山氏」といいます。))との間でその所有する対象者株式(214,411株、所有割合:1.09%)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき上山氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(16,571株)を除く197,840株(所有割合:1.00%)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(上山氏)」といいます。))を、③対象者の元取締役である山田光信氏(以下「山田氏」といいます。))との間でその所有する対象者株式(529,330株、所有割合:2.68%、株主順位(対象者半期報告書における2026年6月30日時点の株主順位をいいます。以下同じです。)):第6位)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき山田氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(9,210株)を除く520,120株(所有割合:2.64%)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(山田氏)」といいます。))を、④対象者の前代表取締役である長谷川勝敏氏(以下「長谷川氏」といいます。))との間でその所有する対象者株式(347,374株、所有割合:1.76%)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(長谷川氏)」といいます。))を、⑤対象者の子会社取締役である佐藤大介氏(以下「佐藤氏」といいます。))との間でその所有する対象者株式(276,000株、所有割合:1.40%)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(佐藤氏)」といいます。))を、⑥対象者の子会社取締役である辻邦彦氏(以下「辻氏」といい、権藤氏、上山氏、山田氏、長谷川氏、佐藤氏及び辻氏を個別に又は総称して、以下「本応募合意株主」といいます。))との間でその所有する対象者株式(179,400株、所有割合:0.91%)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(辻氏)」といい、本応募契約(権藤氏)、本応募契約(上山氏)、本応募契約(山田氏)、本応募契約(長谷川氏)、本応募契約(佐藤氏)及び本応募契約(辻氏)を個別に又は総称して、以下「本応募契約」といいます。))をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する対象者株式合計1,678,854株(所有割合:8.51%。本応募合意株主が応募する旨を合意した対象者株式を個別に又は総称して、以下「本応募合意株式」といいます。))について、本公開買付けに応募する旨、合意しております。

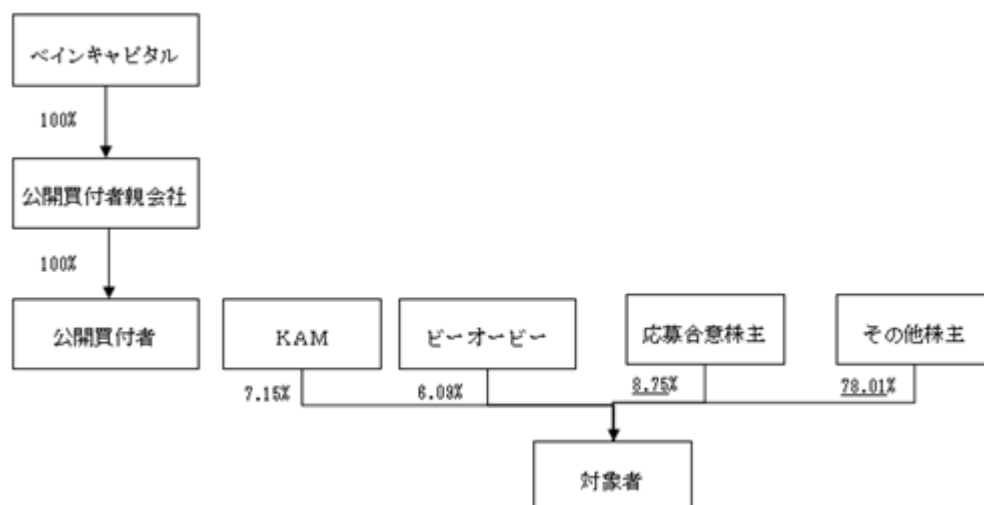
<中略>

本応募契約及び本不応募契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

<中略>

本取引を図示すると、大要以下のとおりです。

I. 本公開買付けの実施前



<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年9月1日付で、①権藤氏との間でその所有する対象者株式(178,187株、所有割合(注2):0.90%)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき権藤氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(20,067株)を除く158,120株(所有割合:0.80%)(注3)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(権藤氏)」といいます。))を、②対象者の取締役である上山伸幸氏(以下「上山氏」といいます。))との間でその所有する対象者株式(214,411株、所有割合:1.09%)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき上山氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(16,571株)を除く197,840株(所有割合:1.00%)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(上山氏)」といいます。))を、③対象者の元取締役である山田光信氏(以下「山田氏」といいます。))との間でその所有する対象者株式(529,330株、所有割合:2.68%、株主順位(対象者半期報告書における2026年6月30日時点の株主順位をいいます。以下同じです。)):第6位)のうち対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき山田氏が所有する対象者の譲渡制限付株式(9,210株)を除く520,120株(所有割合:2.64%)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(山田氏)」といいます。))を、④対象者の前代表取締役である長谷川勝敏氏(以下「長谷川氏」といいます。))との間でその所有する対象者株式(347,374株、所有割合:1.76%)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(長谷川氏)」といいます。))を、⑤対象者の子会社取締役である佐藤大介氏(以下「佐藤氏」といいます。))との間でその所有する対象者株式(276,000株、所有割合:1.40%)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(佐藤氏)」といいます。))を、⑥対象者の子会社取締役である辻邦彦氏(以下「辻氏」といい、権藤氏、上山氏、山田氏、長谷川氏、佐藤氏及び辻氏を個別に又は総称して、以下「本応募合意株主(9月1日付)」といいます。))との間でその所有する対象者株式(179,400株、所有割合:0.91%)について本公開買付けに応募する旨の応募契約書(以下「本応募契約(辻氏)」といい、本応募契約(権藤氏)、本応募契約(上山氏)、本応募契約(山田氏)、本応募契約(長谷川氏)、本応募契約(佐藤氏)及び本応募契約(辻氏)を個別に又は総称して、以下「本応募契約」といいます。))をそれぞれ締結し、本応募合意株主(9月1日付)は、その所有する対象者株式合計1,678,854株(所有割合:8.51%。本応募合意株主(9月1日付)が応募する旨を合意した対象者株式を個別に又は総称して、以下「本応募合意株式(9月1日付)」といいます。))について、本公開買付けに応募する旨、合意しております。

加えて、公開買付者は、2026年6月下旬以降、対象者の株主である株式会社アパールデータ(以下「アパールデータ」といい、本応募合意株主(9月1日付)及びアパールデータを個別に又は総称して「本応募合意株主」といいます。))に本公開買付けへの応募の打診を行い、アパールデータによる検討を経て、2026年9月10日、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、アパールデータとの間で、その所有する対象者株式(800,000株、所有割合:4.06%、株主順位:第5位)(以下「本応募合意株式(アパールデータ)」といい、本応募合意株式(9月1日付)及び本応募合意株式(アパールデータ)を個別に又は総称して「本応募合意株式」といいます。))について、本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を合意いたしました(以下「本応募合意(アパールデータ)」といいます。))。

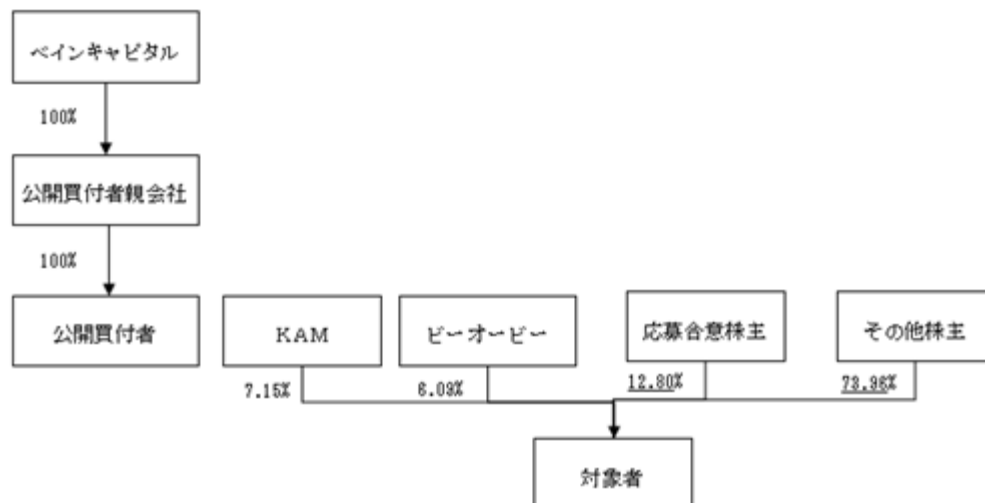
<中略>

本応募契約、本応募合意(アパールデータ)及び本不応募契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

<中略>

本取引を図示すると、大要以下のとおりです。

I. 本公開買付けの実施前



<後略>

(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

① 【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

(訂正前)

<前略>

また、ベインキャピタルは、2026年4月下旬以降、本応募合意株主及び本不応募合意株主との間でそれぞれ応募合意及び不応募合意に関する協議を開始しました。その後、ベインキャピタルは、2026年5月11日に上山氏及びビーオービー、同月12日に権藤氏、同月13日に山田氏、同月15日に佐藤氏、長谷川氏、KAM及び辻氏にそれぞれ本応募契約及び本不応募契約の締結を申し入れました。なお、本不応募契約の締結の申し入れは、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から提案されたものです。その後、具体的な契約内容について協議を進め、2026年9月1日に本応募合意株主及び本不応募合意株主とそれぞれ本応募契約及び本不応募契約を締結いたしました。

かかる協議・交渉の結果、公開買付者は、2026年9月1日、本公開買付価格を820円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(訂正後)

<前略>

また、ベインキャピタルは、2026年4月下旬以降、本応募合意株主（9月1日付）及び本不応募合意株主との間でそれぞれ応募合意及び不応募合意に関する協議を開始しました。その後、ベインキャピタルは、2026年5月11日に上山氏及びビーオービー、同月12日に権藤氏、同月13日に山田氏、同月15日に佐藤氏、長谷川氏、KAM及び辻氏にそれぞれ本応募契約及び本不応募契約の締結を申し入れました。なお、本不応募契約の締結の申し入れは、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から提案されたものです。その後、具体的な契約内容について協議を進め、2026年9月1日に本応募合意株主（9月1日付）及び本不応募合意株主とそれぞれ本応募契約及び本不応募契約を締結いたしました。

かかる協議・交渉の結果、公開買付者は、2026年9月1日、本公開買付価格を820円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、ベインキャピタルは、2026年6月下旬以降、アバールデータに対して応募の打診を行い、アバールデータによる検討を経て、2026年9月10日、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、アバールデータとの間で、本応募合意（アバールデータ）を行いました。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定

(訂正前)

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を10,535,800株（所有割合：53.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（10,535,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限（10,535,800株、所有割合：53.43%）は、本基準株式数（19,719,740株）から本応募合意株式数（1,678,854株）、本不応募合意株式数（2,610,720株）及び本応募合意株主が対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき所有する対象者の譲渡制限付株式（45,848株）を控除した株式数（15,384,318株）の過半数に相当する株式数（7,692,160株、所有割合：39.01%）に、本応募合意株式数（1,678,854株）及び本応募合意株主が対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき所有する対象者の譲渡制限付株式（45,848株）を加算した株式数（9,416,862株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなります。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の一般株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。

(訂正後)

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を10,535,800株（所有割合：53.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（10,535,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限（10,535,800株、所有割合：53.43%）は、本基準株式数（19,719,740株）から本応募合意株式数（2,478,854株）、本不応募合意株式数（2,610,720株）及び本応募合意株主が対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき所有する対象者の譲渡制限付株式（45,848株）を控除した株式数（14,584,318株）の過半数に相当する株式数（7,292,160株、所有割合：36.98%）に、本応募合意株式数（2,478,854株）及び本応募合意株主が対象者の譲渡制限付株式報酬制度に基づき所有する対象者の譲渡制限付株式（45,848株）を加算した株式数（9,816,862株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなります。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の一般株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】
(訂正前)

<前略>

⑨ 本不応募契約 (KAM)

公開買付者は、KAMとの間で2026年9月1日付で本不応募契約 (KAM) を締結し、本不応募合意株式の全て (1,410,720株、所有割合: 7.15%) について、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。また、本不応募契約 (KAM) において、以下の内容を合意しております。

- (ア) KAMは、本不応募契約 (KAM) 締結日から本自己株式取得日 (以下に定義します。) までの間、本自己株式取得を除き、本不応募合意株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分 (本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。) を行わず、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない。
- (イ) KAMは、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本不応募契約 (KAM) で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為 (第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。) を行わず、かつ行わせないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。
- (ウ) KAMは、本公開買付けが成立したことを条件として、決済開始日後、本スクイーズアウト手続に協力する。
- (エ) 本株式併合の効力発生を条件として、KAM及び公開買付者が合意により定める日 (本株式併合の効力発生日以降の日とする。) (以下本⑨において「本自己株式取得日」という。) をもって、KAMは、本不応募契約 (KAM) に従って、対象者から本自己株式取得における取得価格総額の全額の受領と引き換えに、本株式を対象者に対して売り渡すものとする。
- (オ) 本公開買付けが開始されたが本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たず、本公開買付けが成立せず、本不応募契約 (KAM) が終了した場合であっても、(イ)の規定は、本不応募契約 (KAM) 終了後18ヶ月は引き続き効力を有するものとする。
- (カ) KAMは、本不応募契約 (KAM) 締結日から本自己株式取得日までの間、本不応募契約 (KAM) に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権 (会社法第297条)、株主提案権 (会社法第303条乃至第305条) その他の株主権を行使しない。
- (キ) KAMは、本不応募契約 (KAM) 締結日から本自己株式取得日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、(i) 剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii) 株主提案に係る議案、及び(iii) 可決されれば対象者グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。ただし、公開買付者が事前に書面で承諾した議案については賛成の議決権を行使する。
- (ク) KAMは、本株式併合の効力発生日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、その保有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利行使し、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置 (もしあれば) を執る。
- (ケ) KAM及び公開買付者は、本不応募契約 (KAM) 締結日以降、(i) 自らの表明及び保証 (注10) が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は(ii) 自らの本不応募契約 (KAM) 上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

(注10) 本不応募契約 (KAM) において、KAMは、公開買付者に対して、①権利能力、行為能力及び意思能力、②本不応募契約 (KAM) の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産手続の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧対象者株式の保有について表明及び保証を行っている。公開買付者は、KAMに対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力等との取引の不存在について表明及び保証を行っている。

その他、本不応募契約 (KAM) においては、本不応募契約 (KAM) に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められています。また、本不応募契約 (KAM) においては、(a) 公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、又は(b) 本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が終了事由として規定されています。

(訂正後)

<前略>

⑨ 本不応募契約（KAM）

公開買付者は、KAMとの間で2026年9月1日付で本不応募契約（KAM）を締結し、本不応募合意株式の全て（1,410,720株、所有割合：7.15%）について、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。また、本不応募契約（KAM）において、以下の内容を合意しております。

- （ア）KAMは、本不応募契約（KAM）締結日から本自己株式取得日（以下に定義します。）までの間、本自己株式取得を除き、本不応募合意株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わず、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない。
- （イ）KAMは、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本不応募契約（KAM）で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）を行わず、かつ行わせないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。
- （ウ）KAMは、本公開買付けが成立したことを条件として、決済開始日後、本スクイズアウト手続に協力する。
- （エ）本株式併合の効力発生を条件として、KAM及び公開買付者が合意により定める日（本株式併合の効力発生日以降の日とする。）（以下本⑨において「本自己株式取得日」という。）をもって、KAMは、本不応募契約（KAM）に従って、対象者から本自己株式取得における取得価格総額の全額の受領と引き換えに、本株式を対象者に対して売り渡すものとする。
- （オ）本公開買付けが開始されたが本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たず、本公開買付けが成立せず、本不応募契約（KAM）が終了した場合であっても、（イ）の規定は、本不応募契約（KAM）終了後18ヶ月は引き続き効力を有するものとする。
- （カ）KAMは、本不応募契約（KAM）締結日から本自己株式取得日までの間、本不応募契約（KAM）に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の株主権を行使しない。
- （キ）KAMは、本不応募契約（KAM）締結日から本自己株式取得日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、（i）剰余金の配当その他の処分に関する議案、（ii）株主提案に係る議案、及び（iii）可決されれば対象者グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。ただし、公開買付者が事前に書面で承諾した議案については賛成の議決権を行使する。
- （ク）KAMは、本株式併合の効力発生日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、その保有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利行使し、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執る。
- （ケ）KAM及び公開買付者は、本不応募契約（KAM）締結日以降、（i）自らの表明及び保証（注10）が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は（ii）自らの本不応募契約（KAM）上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

（注10） 本不応募契約（KAM）において、KAMは、公開買付者に対して、①権能力、行為能力及意思能力、②本不応募契約（KAM）の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産手続の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧対象者株式の保有について表明及び保証を行っている。公開買付者は、KAMに対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力等との取引の不存在について表明及び保証を行っている。

その他、本不応募契約（KAM）においては、本不応募契約（KAM）に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められています。また、本不応募契約（KAM）においては、（a）公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、又は（b）本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が終了事由として規定されています。

⑩ 本応募合意（アバールデータ）

公開買付者は、アバールデータとの間で、2026年9月10日付で、アバールデータが所有する対象者株式の全て（800,000株、所有割合：4.06%）について、本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を合意しております。その他、本公開買付けに関して、公開買付者とアバールデータとの間で合意された事項はありません。